

広島県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年六月十日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇二 一番一地从ら 山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇三 五番四地先まで	旧	八・五〇〇 四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	拡幅 一般国道四 三三三号と重 複
	新	一一二二・五〇〇 〇 三三七七・〇〇			

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字坪野字附地平一〇〇三 五番四地先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附ケ地一一六番 一地从先まで	旧	八・五〇〇 四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	拡幅 一般国道一 九一号と重 複
	新	一一二二・五〇〇 〇 三三七七・〇〇			